

# 平成28年度提案募集において実現した兵庫県提案

## 国定公園における一定の工作物の新築等に係る環境大臣との協議の廃止

### 現状

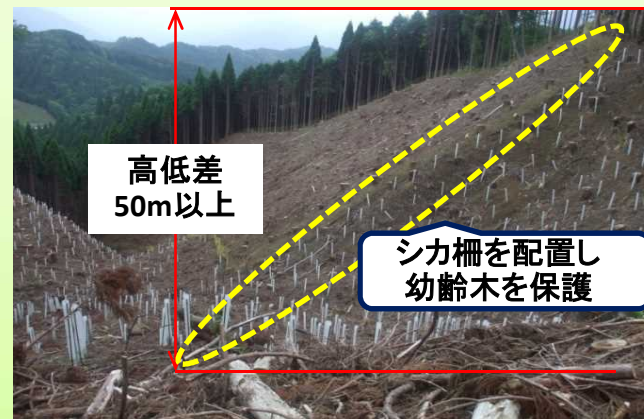
国定公園の特別地域内において

- ①工作物の高さ（工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が50m又はその地上部分の容積が3万m<sup>3</sup>を超える工作物の新築、改築又は増築
- ②面積が20haを超える土地の開墾その他土地の形状の変更又は水面の埋め立て若しくは干拓を行う際の都道府県知事許可に当たっては、環境大臣との協議が必要（自然公園法）

### 支障事例

- シカ等の野生鳥獣による森林被害への対策や、頻発する土砂災害等への対応が急務となっている
- しかし、都道府県知事が国定公園への獣害防護柵等の設置を許可するに当たり、環境大臣協議に時間を要しており、迅速な対応ができない

許可日数の事例		
行為内容	許可までの全期間	うち、大臣との協議日数
H25 獣害防護柵設置	69日	37日
H25 林地崩壊対策工	94日	23日



柵を設置している箇所の高低差が50メートル以上あると大臣協議が必要

### 対応方針概要

- 一定の要件を超える工作物の新築等及び土地の開墾等を環境大臣との協議対象から除外  
→迅速な森林被害対策や土砂災害等への対応が可能となる

# 病児保育事業における補助要件(保育士配置)の緩和

## 現状

### ○病児保育事業実施要綱

(平成28年4月27日付け雇児発0427第1号  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

病児保育の実施にあたり、看護師等・保育士の配置要件を規定

### 【職員の配置要件】

配置職員	利用児童	配置数
看護師等※	概ね10人	1名以上
保育士	概ね3人	1名以上

※看護師、准看護師、保健師又は助産師

## 支障事例

- 利用定員が2名以下のようなごく少数の場合でも、看護師等と保育士それぞれ1名の配置が必要
- 全国的な保育士不足のなか、特に郡部における小規模な診療所等では保育士の確保が非常に困難

## 対応方針概要

○以下の要件等を満たす場合、保育士を配置しなくても病児保育事業を可能とする

- ①離島、中山間地域等において、利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設で実施
  - ②利用児童の定員は2名以下
  - ③一定の研修を受けた看護師1名の常駐
  - ④病児保育以外の業務に従事している看護師が必要な場合に迅速に対応できる体制
- 保育士の確保が困難な地域においても、病児保育の実施が可能となる

# 国民健康保険の高額療養費の請求に際しての手続の簡素化 (県・市町連携提案 川西市・洲本市)

## 現状

- 高額療養費の支給を受けようとするときは、必要事項を記載した高額療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない(国民健康保険法施行規則)
- 国民健康保険の保険者である市町村は、高額療養費の対象となる人に、高額療養費支給申請書を送付し、領収証の写し等を添付して返送するよう勧奨している

## 支障事例(被保険者)

- 70歳以上の被保険者は、医療機関や診療科の区別なく、全ての自己負担額を高額療養費の計算対象とすることができるため、毎月多くの領収書の写しを添付して申請書を作成・提出しなければならない
- 高額療養費の申請案内を通知するのは、診療月からおよそ3ヶ月後になり、その間に領収書を紛失する恐れがある

## 支障事例(保険者)

- 保険者にとっては、申請書の発送及び提出された申請書や領収書の確認作業、書類不備による返送手続など、負担が大きい

## 対応方針概要

- 世帯内に70歳から74歳までの被保険者しかおらず、世帯主も70歳以上である場合に限り、市町村が条例等で定めることで、高額療養費の支給申請手続を簡素化することを可能とする
- 高額療養費の支給申請の際、一部負担金等が支払われていると保険者が判断すれば、原則として領収書の添付を省略できることを改めて通知する
  - 70~74歳のみで構成される世帯について、後期高齢者医療制度と同様に、申請は初回時のみで足りる制度とすることが可能となり、被保険者、保険者ともに申請の手間等が軽減される

# 幼保連携型認定こども園の3階以上にある保育室等に係る基準の緩和 (県・市町連携提案 川西市)

## 現状

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 第6条第4項  
(略) 3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない  
※「保育室等」とは乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、又は便所



## 支障事例

- 3～5歳の園児の保育の用に供する保育室等は3階以上の階に原則設置できず、まとまった土地が少ない都市部において施設整備の支障となっている
- 火災時等における避難を考えると、0～2歳の保育室を上層階に設置するのはためられる
- 保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲に屋上園庭を設置すれば満3歳以上の園児の保育室を3階以上の階に設置することが特例的に可能だが、基準に定められた面積の園庭を屋上に確保することは、現実問題として困難



## 対応方針概要

- 3歳から5歳の園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することを可能とする
- 特例的に保育室を3階以上へ設置する際に必要とされる屋上園庭について設置要件を見直す
- 保育室等の幼保連携型認定こども園の施設基準のあり方については、子ども子育て支援法の施行後5年を目途として行う子ども子育て支援新制度の見直しの中で検討する  
→遊戯室の配置の自由度が高まることにより、敷地の狭い都市部等における柔軟な施設の設計が可能となり、認定こども園の設置促進につながる

# 幼保連携型認定こども園の園庭に係る「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し

## 現状

### ○幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準 第6条第7項

幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない

(略) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

① 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(m <sup>2</sup> )
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

#### 【移行特例】

同一の所在地で当該幼稚園又は保育園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合

- ・幼稚園は①の基準で可
- ・保育所は②の基準で可

②  $3.3\text{m}^2 \times$  満3歳以上の園児数

(2)  $3.3\text{m}^2 \times$  満2歳以上、満3歳未満の園児数

## 支障事例

○空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積基準が求められる

○既存の保育園から幼保連携型認定こども園に移行する際、園庭の面積が減少しない場合でも園舎の建て替えや改築等を行うと移行特例を活用できない

## 対応方針概要

○定員増に対応するため既存の幼稚園又は保育園の園舎を同一の所在地において建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においては移行特例を適用可能とする

→既存の保育園等から幼保連携型認定こども園への移行が促進される